平成２２年（フ）第９３号
鹿児島県出水市下鯖町1105番地　平松団地24号、前住所鹿児島県出水市美原町1437番地　安原団地308号
債務者　山本　　愛（旧姓宮山・溝上）
1　決定年月日時　平成22年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月12日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２２年（フ）第１７２号
茨城県龍ケ崎市佐貫２丁目13番地11エンゼルハイム佐貫第３棟103号室
債務者　飯田　健一
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第１７８号
茨城県龍ケ崎市松ケ丘４丁目５番地11　レオパレス21ビクトリーⅠ　104号室、前住所茨城県龍ケ崎市平台４丁目15番地１
債務者　権藤　典子
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第１７９号
茨城県龍ケ崎市久保台３丁目14番地３　パークハイムＢ棟101号室
債務者　片岡　智美
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第１８０号
茨城県龍ケ崎市川原代町1100番地２　ヴァンテ竜ケ崎217号室
債務者　八木下靖夫
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで　水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２２年（フ）第９５号
石川県小松市須天町１丁目65番地３、従前の住所石川県小松市小馬出町45番地
債務者　酒井　幸惠
1　決定年月日時　平成22年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで　金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第９２号
長野県岡谷市赤羽３丁目11番19号、前住所長野県塩尻市大字広丘野村2009番地７アプニール野村203
債務者　矢澤　良太
1　決定年月日時　平成22年８月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで　長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第１８０号
宮崎県東臼杵郡門川町大字門川尾末1487番地の８
債務者　松本　和彦
1　決定年月日時　平成22年８月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで　宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第４１８号
千葉県松戸市栗ケ沢772番地の38
債務者　山本　誠二
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第４１９号
千葉県松戸市栗ケ沢772番地の38
債務者　山本　幸江
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第４３０号
千葉県柏市大室1270番地　柏特借宿舎114号
債務者　川端優美子
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第４７１号
千葉県野田市親野井148番地10
債務者　増田　亜美
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第４８４号
千葉県柏市布施568番地
債務者　今井　友枝
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第５０５号
千葉県松戸市松戸新田533番地の１天神山市営住宅１―204号
債務者　伏木　啓子
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第５１７号
千葉県柏市花野井610番地の12
債務者　坂巻　文広
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第５２１号
千葉県鎌ケ谷市馬込沢８番22号
債務者　武藤　勝正
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第５４９号
千葉県松戸市新松戸３丁目391番地の２　ジュネパレス新松戸第44―104号、旧住所千葉県松戸市中金杉４丁目220番地の３　ホワイトハウス205号
債務者　安江恵里香
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月14日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部